## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年10月13日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等	
	● 知事	○市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県	
3. 市区町村名	_	
4. 届出番号	4	
5. 独自利用事務の事例番号	106-2	

執行機関名 兵庫県知事

高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関す る事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの)	私立の高等学校、中等教育学校、専修学校の高等課程若しくは各種学校に置く高等学校の課程に類する課程の生徒の保護者等に対する授業料の軽減に係る補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
①番号法第9条第2項に基づき 定める条例の名称及び①の該 当部分		個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例別表第1 1の款(5)の項私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、専修学校の高等課程又は各種学校に置く高等学校の課程に類する課程の児童又は生徒の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。)第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。(7)において同じ。)に対する授業料の軽減に係る補助金の交付に関する事務(以下「私立高等学校等授業料軽減補助金交付事務」という。)であって規則で定めるもの私立の高等学校、中等教育学校、専修学校の高等課程者しくは各種学校に置く高等学校の課程に類する課程の生徒の保護者等に対する授業料の軽減に係る補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法 第3条	私立高等学校等生徒授業料軽減補助金交付要綱
⑥事務の趣旨又は目的	第3条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等(大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、造路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、私立高等学校等に在籍する生徒の保護者の経済的負担を軽減し、就 学の機会を確保するため、保護者に対し兵庫県が私立高等学校等生徒授業料軽減補助金 を交付することについて必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		私立高等学校等生徒授業料軽減補助金交付要綱